



# 和歌山市公報

令和4年（2022年）3月10日  
号外第5号

発行所 和歌山市役所  
発行日 毎月 1日 15日

## 目次

### 【 条 例 】

| 番号 |   | ページ |
|----|---|-----|
| 2  | 和歌山市個人情報保護条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・（総務課）   | 2   |
| 3  | 和歌山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・（人事課）     | 2   |
| 4  | 和歌山市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・（子ども家庭課） | 3   |
| 5  | 和歌山市企業立地促進条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・（産業政策課） | 3   |
| 6  | 和歌山市立体育館条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・（スポーツ振興課） | 4   |
| 7  | 和歌山市都市公園条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・（スポーツ振興課） | 4   |
| 8  | 和歌山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・（中央卸売市場）  | 5   |
| 9  | 行政財産の使用許可に関する使用料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・（教育施設課）   | 6   |
| 10 | 和歌山市旧四箇郷保育所大規模修繕等基金条例・・・・・・・・・・・・・・・・（都市再生課）  | 7   |
| 11 | 和歌山市消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・（消防総務課）     | 7   |
| 12 | 和歌山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例・・・・・・・・（消防総務課）    | 9   |
| 13 | 和歌山市手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・（予防課）      | 9   |
| 14 | 和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・（国保年金課）     | 9   |

### 【 規 則 】

|    |  |    |
|----|--|----|
| 8  | 和歌山市立つつじが丘テニスコート条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則・・・・・・・・・・・・・・・・（スポーツ振興課） | 10 |
| 9  | 和歌山市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（産業政策課）                        | 11 |
| 10 | 和歌山市子ども医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・（子ども家庭課）                     | 11 |
| 11 | 和歌山市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（人事課）                        | 12 |
| 12 | 和歌山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（人事課）               | 12 |

### 【 告 示 】

|    |   |    |
|----|---|----|
| 78 | 和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定に基づく指定管理者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・（文化振興課） | 12 |
| 79 | 市道路線の認定・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）                                      | 13 |
| 80 | 道路区域の決定及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）                                | 14 |
| 81 | 市道路線の変更・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）                                      | 16 |
| 82 | 道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）                                | 16 |
| 83 | 自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）                                | 17 |
| 84 | 自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）                                | 17 |
| 85 | 放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）                                  | 18 |
| 86 | 令和4年度当初予算の要領・・・・・・・・・・・・・・・・（財政課）                                   | 19 |

### 【 公 告 】

- 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課） 19

### 【 選挙管理委員会告示 】

- 8 選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局） 19

### 【 教育委員会規則 】

- 1 和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則の一部を  
改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教育政策課） 20
- 2 和歌山市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則（教育政策課） 21
- 3 和歌山市立子ども支援センター条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（教育政策課） 21
- 4 和歌山市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する  
規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教育政策課） 21
- 5 和歌山市立学校管理規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・（教育政策課） 22

### 【 教育委員会告示 】

- 4 教育委員会臨時会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教育政策課） 22

### 【 農業委員会公告 】

- 農業委員会総会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（農業委員会事務局） 23

### 【 企業局告示 】

- 6 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者・・・・・・・・（企業総務課） 23

## 【 条 例 】

和歌山市個人情報保護条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月10日

和歌山市長 尾花正啓

#### 和歌山市条例第2号

和歌山市個人情報保護条例の一部を改正する条例

和歌山市個人情報保護条例（平成12年条例第127号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改め、同条第9号中「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」を「個人情報の保護に関する法律第16条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年3月10日揭示済）

和歌山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月10日

和歌山市長 尾花正啓

#### 和歌山市条例第3号

和歌山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア（イ）を同号ア（ア）とし、同号ア（ウ）を同号ア（イ）とする。

第24条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第28条を第30条とし、第27条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第28条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第29条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）職員に対する育児休業に係る研修の実施
- （2）育児休業に関する相談体制の整備
- （3）その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年3月10日揭示済）

---

和歌山市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月10日

和歌山市長 尾花正啓

#### 和歌山市条例第4号

和歌山市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市子ども医療費の支給に関する条例（昭和48年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「次の各号のいずれかに該当する者」を「生活保護法（昭和25年法律第144号）その他法令により対象子どもの医療に要する費用の全部につき給付を受けることができる者」に改め、同項各号を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和4年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第3条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る子ども医療費の支給について適用し、同日前に受けた医療に係る子ども医療費の支給については、なお従前の例による。

（令和4年3月10日揭示済）

---

和歌山市企業立地促進条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月10日

和歌山市長 尾花正啓

#### 和歌山市条例第5号

和歌山市企業立地促進条例の一部を改正する条例

和歌山市企業立地促進条例（平成12年条例第106号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年3月10日揭示済）

和歌山市立体育館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月10日

和歌山市長 尾花正啓

**和歌山市条例第6号**

和歌山市立体育館条例の一部を改正する条例

和歌山市立体育館条例（昭和45年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第4附属設備器具の部中

|                      |                        |        |       |
|----------------------|------------------------|--------|-------|
| 組立てステージ<br>(河南総合体育館) | 1脚 1回                  | 120円   | を     |
| 組立てステージ<br>(河南総合体育館) | 1脚 1回                  | 120円   |       |
| 冷暖房設備<br>(市民体育館)     | 1時間（1時間未満の場合は、1時間とする。） | 4,400円 | に改める。 |

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年3月10日揭示済）

和歌山市都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月10日

和歌山市長 尾花正啓

**和歌山市条例第7号**

和歌山市都市公園条例の一部を改正する条例

和歌山市都市公園条例（昭和33年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第16条の3中「及び四季の郷公園」を「、四季の郷公園及びつつじが丘総合公園」に改める。

第16条の4に次の1項を加える。

4 つつじが丘総合公園の指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。ただし、市長に専属する権利及びこの条例において市長に留保されている権利を行うことはできない。

(1) つつじが丘総合公園の使用の許可その他つつじが丘総合公園の管理運営に関する業務

(2) つつじが丘総合公園の維持管理に関する業務

別表第1庭球場及び運動広場の項を次のように改める。

|      |   |                     |   |
|------|---|---------------------|---|
| 庭球場  | 中之島公園及びつつじが丘中央公園  | 1月1日から12月31日<br>日まで | 7時から19時まで                                 |
|      | 和歌山城公園  |                     | 9時から19時まで                                 |
| 運動広場 | 西庄公園、高津公園、紀の川第2緑地、紀の川第3緑地、紀の川第4緑地、紀の川第5緑地、紀の川第7緑地、紀の川第8緑地、雄湊公園、和歌山城公園及び満屋広場 | 1月4日から12月28日<br>日まで | 6時から19時まで                                 |
|      | 中之島公園   |                     | 6時から21時30分まで<br>(夜間照明施設の使用は17時から21時30分まで) |

|  |                       |           |
|--|-----------------------|-----------|
|  | 12月29日から翌年の<br>1月3日まで | 6時から19時まで |
|--|-----------------------|-----------|

別表第2の4有料施設の使用料（その1）の運動広場の項中「1,380円」を「1,380円（中之島公園における17時から21時30分までの使用については、2,070円）」に改める。

別表第2の6有料施設の利用者が附属設備を使用する場合の使用料の表運動広場の項を次のように改める。

|      |        |                       |        |
|------|--------|-----------------------|--------|
| 運動広場 | 夜間照明施設 | 3時間までであるとき。           | 6,080円 |
|      |        | 3時間を超えて4時間30分までであるとき。 | 9,120円 |

附 則

- この条例は、公布の日から起算して4年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第1の改正規定及び別表第2の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成24年条例第4号）の規定の例により行うことができる。

（令和4年3月10日掲示済）

和歌山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月10日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第8号

和歌山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

和歌山市中央卸売市場業務条例（昭和49年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2卸売業者市場使用料の項から加工所使用料の項までを次のように改める。

|           |      |  |  |
|-----------|------|--|--|
| 卸売業者市場使用料 | 青果部  | 取扱高と平均<br>取扱高が同額<br>となる場合又<br>は取扱高が平<br>均取扱高を下<br>回る場合 | 取扱高の1,000分の3に相当する額にその10<br>パーセントに相当する額を加えた額及び卸売場面積<br>1平方メートルにつき月額126円                                 |
|           |      | 取扱高が平均<br>取扱高を上回<br>る場合                                | 差額取扱高の1,000分の2に相当する額と平均<br>取扱高の1,000分の3に相当する額との合計額<br>にその10パーセントに相当する額を加えた額及び<br>卸売場面積1平方メートルにつき月額126円 |
|           | 水産物部 | 取扱高と平均<br>取扱高が同額<br>となる場合又<br>は取扱高が平<br>均取扱高を下<br>回る場合 | 取扱高の1,000分の3に相当する額にその10<br>パーセントに相当する額を加えた額及び卸売場面積<br>1平方メートルにつき月額486円                                 |
|           |      | 取扱高が平均<br>取扱高を上回<br>る場合                                | 差額取扱高の1,000分の2に相当する額と平均<br>取扱高の1,000分の3に相当する額との合計額<br>にその10パーセントに相当する額を加えた額及び<br>卸売場面積1平方メートルにつき月額486円 |
| 低温売場使用料   | 青果部  | 使用面積   | 1平方メートルにつき月額 709円  |
| 荷さばき場使用料  |      | 使用面積   | 1平方メートルにつき月額 296円  |
| 詰所使用料     |      | 使用面積   | 1平方メートルにつき月額 296円  |

|                  |      |  |   |
|------------------|------|--|---|
| 仲卸業者市場使用料        | 青果部  | 取扱高と平均<br>取扱高が同額<br>となる場合又<br>は取扱高が平<br>均取扱高を下<br>回る場合 | 取扱高の1,000分の3に相当する額にその10<br>パーセントに相当する額を加えた額及び仲卸売場<br>面積1平方メートルにつき月額1,259円                                     |
|                  |      | 取扱高が平均<br>取扱高を上回<br>る場合                                | 差額取扱高の1,000分の2に相当する額と平均<br>取扱高の1,000分の3に相当する額との合計額<br>にその10パーセントに相当する額を加えた額及び<br>仲卸売場面積1平方メートルにつき月額1,259<br>円 |
|                  | 水産物部 | 取扱高と平均<br>取扱高が同額<br>となる場合又<br>は取扱高が平<br>均取扱高を下<br>回る場合 | 取扱高の1,000分の3に相当する額にその10<br>パーセントに相当する額を加えた額及び仲卸売場<br>面積1平方メートルにつき月額1,964円                                     |
|                  |      | 取扱高が平均<br>取扱高を上回<br>る場合                                | 差額取扱高の1,000分の2に相当する額と平均<br>取扱高の1,000分の3に相当する額との合計額<br>にその10パーセントに相当する額を加えた額及び<br>仲卸売場面積1平方メートルにつき月額1,964<br>円 |
| 総合食品センター事業者市場使用料 |      |  | 使用面積 1平方メートルにつき月額 1,844<br>円  |
| 事務所使用料           | 青果部  |  | 使用面積 1平方メートルにつき月額 907円  |
|                  | 水産物部 |  | 使用面積 1平方メートルにつき月額 1,414<br>円  |
| 倉庫使用料            |      |  | 使用面積 1平方メートルにつき月額 489円  |
| 保冷倉庫使用料          |      |  | 使用面積 1平方メートルにつき月額 762円  |
| 買荷保管所使用料         | 青果部  |  | 使用面積 1平方メートルにつき月額 1,160<br>円  |
| 買荷保管積込所使用料       | 水産物部 |  | 使用面積 1平方メートルにつき月額 1,809<br>円  |
| 加工所使用料           | 青果部  |  | 使用面積 1平方メートルにつき月額 660円  |
|                  | 水産物部 |  | 使用面積 1平方メートルにつき月額 1,029<br>円  |

## 附 則

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の別表第2卸売業者市場使用料の項から加工所使用料の項までの規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(令和4年3月10日揭示済)

行政財産の使用許可に関する使用料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月10日

和歌山市長 尾花正啓

**和歌山市条例第9号**

行政財産の使用許可に関する使用料条例の一部を改正する条例

行政財産の使用許可に関する使用料条例（昭和39年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表2土地以外のもを使用する場合の使用料の表備考3中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年3月10日揭示済）

和歌山市旧四箇郷保育所大規模修繕等基金条例を公布する。

令和4年3月10日

和歌山市長 尾花正啓

**和歌山市条例第10号**

和歌山市旧四箇郷保育所大規模修繕等基金条例

（設置）

第1条 旧四箇郷保育所が、天災、地変その他の不可抗力、建物構造の重大な欠陥等により、使用することができなくなった場合に実施する大規模修繕等に要する経費の財源に充てるため、和歌山市旧四箇郷保育所大規模修繕等基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、前条の目的に対し寄附された寄附金及び第4条に規定する運用益金の額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れるものとする。

（処分）

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための必要な経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（繰替運用）

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年3月10日揭示済）

和歌山市消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月10日

和歌山市長 尾花正啓

**和歌山市条例第11号**

和歌山市消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市消防団設置等に関する条例（昭和39年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「除く。」の次に「第10条第2項及び第13条において同じ。」を加え、同項第1号中「居住」の次に「し、本市の区域内に存する事務所若しくは事業所に勤務し、又は本市の区域内に存する学校に在学」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 機能別消防団員は、本市に居住し、本市の区域内に存する事務所若しくは事業所に勤務し、又は本市の区域内に存する学校に在学する者であって、次の各号のいずれかに該当するもので機能別消防団員に必要な知識経験を有すると消防団長が認めるもののうちから任命する。

- (1) 消防吏員であったことがある者
- (2) 消防団員であったことがある者
- (3) 18歳以上の者

第4条の次に次の1条を加える。

(休団)

第4条の2 長期間にわたって消防団活動に従事することができない消防団員（消防団長を除く。以下この条において同じ。）は、3年を超えない範囲内で、消防団活動の休止（以下「休団」という。）をすることができる。

2 消防団員が休団をしようとするとき又は休団をしている消防団員が消防団活動を再開しようとするときは、あらかじめ文書により消防団長に願い出て、その承認を得なければならない。この場合において、消防団長は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

3 休団をしている消防団員には、休団の期間中、報酬を支給しない。

4 休団をしている消防団員については、第10条、第12条及び第13条の規定は、適用しない。

第5条第1項第2号中「第15条第1項の表」を「第15条第2項の表」に改める。

第10条第2項中「（機能別消防団員を除く。第13条において同じ。）」を削り、「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第15条第1項を次のように改める。

消防団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。

第15条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 消防団員の年額報酬の額及び費用弁償は、次の区分による。

| 区分      | 年額報酬額   | 費用弁償区分                 |
|---------|---------|------------------------|
| 団長      | 67,000円 | 9級                     |
| 副団長     | 50,000円 | 8級                     |
| 分団長     | 39,000円 | 7級                     |
| 副分団長    | 33,000円 | 5級                     |
| 部長      | 24,000円 | 3級                     |
| 班長      | 23,000円 | 2級                     |
| 団員      | 22,000円 | 1級                     |
| 機能別消防団員 | 15,000円 | 3級（第3号機能別消防団員にあっては、1級） |

3 消防団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合における出勤報酬の額は、次の区分による。

| 区分        | 出勤報酬額                                 |   |
|-----------|---------------------------------------|---|
| 災害及び警戒の場合 | 出勤に係る服務に従事した時間（以下「出勤時間」という。）が2時間以下のとき | 2,000円  |
|           | 出勤時間が2時間を超え6時間以下のとき                   | 2,000円に1時間（1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げる。）ごとに1,000円を加算した額 |
|           | 出勤時間が6時間を超えるとき                        | 6,000円に6時間（6時間未満の端数があるときは、これを6時間に切り上げる。）ごとに2,000円を加算した額 |



|                 |                |   |
|-----------------|----------------|---|
| 訓練、警備、広報、演奏等の場合 | 出勤時間が6時間以下のとき  | 2,000円  |
|                 | 出勤時間が6時間を超えるとき | 2,000円に6時間（6時間未満の端数があるときは、これを6時間に切り上げる。）ごとに2,000円を加算した額 |

## 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月10日揭示済)

和歌山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月10日

和歌山市長 尾花正啓

## 和歌山市条例第12号

和歌山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

和歌山市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

## 附 則

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際、現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

(令和4年3月10日揭示済)

和歌山市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月10日

和歌山市長 尾花正啓

## 和歌山市条例第13号

和歌山市手数料条例の一部を改正する条例

和歌山市手数料条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第32条の2第7号ウ中「110,000円」を「98,000円」に改め、同条第9号中「17,000円」を「15,000円」に改める。

## 附 則

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の第32条の2の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(令和4年3月10日揭示済)

和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月10日

和歌山市長 尾花正啓

## 和歌山市条例第14号

和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

和歌山市国民健康保険条例（昭和34年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条の3中「第15条」の次に「及び第15条の2の2」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第11条の6中「630,000円」を「650,000円」に改める。

第11条の6の2中「第15条」の次に「及び第15条の2の2」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第11条の6の10中「190,000円」を「200,000円」に改める。

第15条の見出し中「保険料」を「低所得者の保険料」に改め、同条第1項中「630,000円」を「650,000円」に改め、同条第4項中「630,000円」を「650,000円」に、「190,000円」を「200,000円」に改め、同条第5項中「630,000円」を「650,000円」に改める。

第15条の2の2を第15条の2の3とし、第15条の2の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第15条の2の2 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第11条又は第11条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第11条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 第11条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第11条第3項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第11条の5」とあるのは「第11条の6の5又は第11条の6の8」と、「第11条第2項」とあるのは「第11条の6の5第2項」と、第2項中「第11条第3項」とあるのは「第11条の6の5第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第15条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

（1）第11条又は第11条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第15条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第11条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額

（2）前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第11条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）

5 第11条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第11条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第11条の5」とあるのは「第11条の6の5又は第11条の6の8」と、「第11条第2項」とあるのは「第11条の6の5第2項」と、第5項中「第11条第3項」とあるのは「第11条の6の5第3項」と読み替えるものとする。

附 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の第7条の3（同条第1号及び第2号に係る部分を除く。）、第11条の6、第11条の6の2（同条第2号に係る部分を除く。）、第11条の6の10、第15条及び第15条の2の2の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（令和4年3月10日揭示済）

## 【 規 則 】

和歌山市立つつじが丘テニスコート条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和4年3月8日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第8号

和歌山市立つつじが丘テニスコート条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

和歌山市立つつじが丘テニスコート条例の一部を改正する条例（令和3年条例第10号）の施行期日は、令和4年3月14日とする。

（令和4年3月8日揭示済）

和歌山市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月10日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第9号

和歌山市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市企業立地促進条例施行規則（平成29年規則第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「令和4年2月28日」を「令和7年2月28日」に改める。

附則第4項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の和歌山市企業立地促進条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後にされる指定の申請について適用し、同日前にされた指定の申請については、なお従前の例による。

（令和4年3月10日揭示済）

和歌山市子ども医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月10日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第10号

和歌山市子ども医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市子ども医療費の支給に関する条例施行規則（昭和48年規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第2条の2を削る。

第3条第1項第2号中「保護者の」を「6歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある対象子どもの保護者にあつては、」に改める。

別記様式第1号中

「 

|                      |
|----------------------|
| <b>同意欄</b>           |
| <u>必ずチェックをお願いします</u> |

 」

を

「 

|   |
|---|
| <b>同意欄</b>  |
| <u>次の対象子どもが未就学児の場合</u><br><u>は、必ずチェックをお願いします。</u> |

 」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年8月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の和歌山市子ども医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、令和4年8月1日以後に受ける医療に係る子ども医療費の支給について適用し、同日前に受けた医療に係る子ども医療費の支給については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の別記様式第1号による用紙は、当分の間、これを

取り繕って使用することができる。

（和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表の規則で定める事務、情報等を定める規則の一部改正）

- 4 和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表の規則で定める事務、情報等を定める規則（平成27年規則第109号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号イ中「対象子ども」の次に「のうち、6歳に達する日以後最初の3月31日までの間にあるもの」を加える。

（令和4年3月10日揭示済）

和歌山市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月10日

和歌山市長 尾花正啓

#### 和歌山市規則第11号

和歌山市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市職員の育児休業等に関する規則（平成4年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「第2条第4号ア（ウ）」を「第2条第4号ア（イ）」に改める。

第19条の2中「第24条第2号イ」を「第24条第2号」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年3月10日揭示済）

和歌山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月10日

和歌山市長 尾花正啓

#### 和歌山市規則第12号

和歌山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年規則第70号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号を削り、同項第2号中「特定職」を「任命権者を同じくする職」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

第16条第1項中「次の各号のいずれにも該当する要介護者の介護をする会計年度任用職員が、当該介護を「会計年度任用職員（勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める会計年度任用職員に限る。）が要介護者の介護」に改め、同項各号を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年3月10日揭示済）

## 【 告 示 】

#### 和歌山市告示第78号

和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成24年条例第4号）第7条第1項の規定により指定管理者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月3日

和歌山市長 尾花正啓

| 公の施設の名称       | 指定管理者    | 指定期間                                   |
|---------------|----------|--|
| 和歌山市立有吉佐和子記念館 | まちづくり紀ノ川 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで<br>(令和4年3月3日掲示済) |

## 和歌山市告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、和歌山市道の路線を次のように認定する。  
その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月4日

和歌山市長 尾花正啓

| 整理番号   | 路線名      | 起点<br>終点         | 備考 |
|--------|----------|------------------|----|
| 18-194 | 野崎194号線  | 和歌山市福島<br>和歌山市福島 |    |
| 18-195 | 野崎195号線  | 和歌山市福島<br>和歌山市福島 |    |
| 18-196 | 野崎196号線  | 和歌山市福島<br>和歌山市福島 |    |
| 18-197 | 野崎197号線  | 和歌山市福島<br>和歌山市福島 |    |
| 22-129 | 藤戸台129号線 | 和歌山市栄谷<br>和歌山市栄谷 |    |
| 22-130 | 藤戸台130号線 | 和歌山市栄谷<br>和歌山市栄谷 |    |
| 22-131 | 藤戸台131号線 | 和歌山市栄谷<br>和歌山市中  |    |
| 25-158 | 岡崎158号線  | 和歌山市神前<br>和歌山市神前 |    |
| 26-322 | 西脇322号線  | 和歌山市西庄<br>和歌山市西庄 |    |
| 26-323 | 西脇323号線  | 和歌山市西庄<br>和歌山市西庄 |    |
| 26-324 | 西脇324号線  | 和歌山市西庄<br>和歌山市西庄 |    |
| 26-325 | 西脇325号線  | 和歌山市西庄<br>和歌山市西庄 |    |
| 26-326 | 西脇326号線  | 和歌山市西庄<br>和歌山市西庄 |    |
| 26-327 | 西脇327号線  | 和歌山市西庄<br>和歌山市西庄 |    |
| 26-328 | 西脇328号線  | 和歌山市西庄<br>和歌山市西庄 |    |
| 26-329 | 西脇329号線  | 和歌山市西庄<br>和歌山市西庄 |    |
| 26-330 | 西脇330号線  | 和歌山市西庄           |    |

|        |          |                  |  |
|--------|----------|------------------|--|
|        |          | 和歌山市西庄           |  |
| 26-331 | 西脇331号線  | 和歌山市西庄<br>和歌山市西庄 |  |
| 26-332 | 西脇332号線  | 和歌山市西庄<br>和歌山市西庄 |  |
| 30-136 | 東山東136号線 | 和歌山市平尾<br>和歌山市平尾 |  |
| 34-208 | 小倉208号線  | 和歌山市新庄<br>和歌山市新庄 |  |
| 37-220 | 紀伊220号線  | 和歌山市北野<br>和歌山市北野 |  |
| 37-221 | 紀伊221号線  | 和歌山市弘西<br>和歌山市弘西 |  |
| 41-219 | 名草219号線  | 和歌山市内原<br>和歌山市内原 |  |
| 41-220 | 名草220号線  | 和歌山市毛見<br>和歌山市布引 |  |
| 41-221 | 名草221号線  | 和歌山市布引<br>和歌山市布引 |  |

(令和4年3月4日揭示済)

**和歌山市告示第80号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように決定し、令和4年3月4日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月4日

和歌山市長 尾花正啓

| 整理番号   | 路線名      | 起点<br>終点                                | 延長<br>(m) | 幅員<br>(m)         |
|--------|----------|---|-----------|-------------------|
| 18-194 | 野崎194号線  | 和歌山市福島232番8地先<br>～<br>和歌山市福島232番15地先    | 69.6      | 6.00              |
| 18-195 | 野崎195号線  | 和歌山市福島212番2地先<br>～<br>和歌山市福島212番6地先     | 50.0      | 6.20              |
| 18-196 | 野崎196号線  | 和歌山市福島279番19地先<br>～<br>和歌山市福島212番2地先    | 104.5     | 6.00<br>～<br>6.20 |
| 18-197 | 野崎197号線  | 和歌山市福島279番9地先<br>～<br>和歌山市福島279番16地先    | 64.2      | 6.00              |
| 22-129 | 藤戸台129号線 | 和歌山市栄谷974番215地先<br>～<br>和歌山市栄谷974番215地先 | 14.5      | 8.00              |
|        |          | 和歌山市栄谷976番100地先                         |           |                   |

|        |          |                                       |       |                   |
|--------|----------|---------------------------------------|-------|-------------------|
| 22-130 | 藤戸台130号線 | ～<br>和歌山市栄谷974番100地先                  | 15.0  | 8.00              |
| 22-131 | 藤戸台131号線 | 和歌山市栄谷976番77地先<br>～<br>和歌山市中600番20地先  | 232.0 | 12.00             |
| 25-158 | 岡崎158号線  | 和歌山市神前109番9地先<br>～<br>和歌山市神前119番3地先   | 103.7 | 6.00              |
| 26-322 | 西脇322号線  | 和歌山市西庄189番6地先<br>～<br>和歌山市西庄189番14地先  | 118.9 | 6.00              |
| 26-323 | 西脇323号線  | 和歌山市西庄507番6地先<br>～<br>和歌山市西庄507番6地先   | 20.9  | 6.00              |
| 26-324 | 西脇324号線  | 和歌山市西庄507番3地先<br>～<br>和歌山市西庄507番3地先   | 23.3  | 6.00              |
| 26-325 | 西脇325号線  | 和歌山市西庄507番6地先<br>～<br>和歌山市西庄507番3地先   | 64.1  | 6.00              |
| 26-326 | 西脇326号線  | 和歌山市西庄509番28地先<br>～<br>和歌山市西庄507番1地先  | 324.5 | 5.00<br>～<br>6.10 |
| 26-327 | 西脇327号線  | 和歌山市西庄518番4地先<br>～<br>和歌山市西庄509番8地先   | 61.3  | 6.00              |
| 26-328 | 西脇328号線  | 和歌山市西庄518番20地先<br>～<br>和歌山市西庄518番26地先 | 55.9  | 6.00              |
| 26-329 | 西脇329号線  | 和歌山市西庄518番17地先<br>～<br>和歌山市西庄519番8地先  | 86.2  | 6.00              |
| 26-330 | 西脇330号線  | 和歌山市西庄509番32地先<br>～<br>和歌山市西庄519番9地先  | 59.5  | 6.00<br>～<br>6.30 |
| 26-331 | 西脇331号線  | 和歌山市西庄596番1地先<br>～<br>和歌山市西庄518番15地先  | 102.6 | 6.30              |
| 26-332 | 西脇332号線  | 和歌山市西庄189番6地先<br>～<br>和歌山市西庄189番14地先  | 24.3  | 5.00              |
| 34-208 | 小倉208号線  | 和歌山市新庄77番3地先<br>～<br>和歌山市新庄76番8地先     | 50.6  | 6.00              |
| 37-220 | 紀伊220号線  | 和歌山市北野479番1地先<br>～                    | 30.5  | 4.50<br>～         |

|        |         |  |       |      |
|--------|---------|--|-------|------|
|        |         | 和歌山市北野479番2地先                          |       | 7.00 |
| 37-221 | 紀伊221号線 | 和歌山市弘西887番7地先<br>～<br>和歌山市弘西891番7地先    | 33.6  | 6.00 |
| 41-219 | 名草219号線 | 和歌山市内原941番38地先<br>～<br>和歌山市内原941番29地先  | 24.3  | 5.00 |
| 41-220 | 名草220号線 | 和歌山市毛見1027番11地先<br>～<br>和歌山市布引846番18地先 | 21.2  | 6.00 |
| 41-221 | 名草221号線 | 和歌山市布引846番1地先<br>～<br>和歌山市布引850番4地先    | 156.3 | 6.00 |

(令和4年3月4日揭示済)

**和歌山市告示第81号**

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、和歌山市道の路線を次のように変更する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月4日

和歌山市長 尾花正啓

| 整理番号   | 旧新別 | 路線名     | 起点<br>終点                         | 備考    |
|--------|-----|---------|----------------------------------|-------|
| 26-304 | 旧   | 西脇304号線 | 和歌山市西庄187番5地先<br>和歌山市西庄187番60地先  |       |
|        | 新   | 西脇304号線 | 和歌山市西庄190番28地先<br>和歌山市西庄187番60地先 | 起点の変更 |
| 37-55  | 旧   | 紀伊55号線  | 和歌山市北野442番29地先<br>和歌山市北野479番2地先  |       |
|        | 新   | 紀伊55号線  | 和歌山市北野442番29地先<br>和歌山市北野196番1地先  | 終点の変更 |

(令和4年3月4日揭示済)

**和歌山市告示第82号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和4年3月4日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月4日

和歌山市長 尾花正啓

| 整理番号   | 旧新別 | 路線名     | 起点<br>終点                        | 延長<br>(m) | 幅員<br>(m) |
|--------|-----|---------|---------------------------------|-----------|-----------|
| 26-304 | 旧   | 西脇304号線 | 和歌山市西庄187番5地先<br>和歌山市西庄187番60地先 | 87.0      | 6.00      |
|        | 新   | 西脇304号線 | 和歌山市西庄190番28地先                  | 103.2     | 6.00      |



和歌山市西庄187番60地先

（令和4年3月4日掲示済）

**和歌山市告示第83号**

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年3月8日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

| 放置されていた場所              | 移動し、保管した年月日      |
|------------------------|------------------|
| J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域 | 令和4年2月19日及び同月28日 |
| J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域  | 令和4年2月24日        |
| 南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域   | 令和4年2月22日        |
| 南海和歌山大学前駅周辺自転車等放置禁止区域  | 令和4年2月22日        |

## 2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

## 3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

## 4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

|                               |       |        |
|-------------------------------|-------|--------|
| 自転車                           | 1台につき | 2,500円 |
| 原動機付自転車<br>普通自動二輪車<br>大型自動二輪車 | 1台につき | 4,000円 |

## 5 返還できる日時等

## (1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

## (2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

## (3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

## 6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

（令和4年3月8日掲示済）

**和歌山市告示第84号**

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年3月8日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

| 放置されていた場所                   | 移動し、保管した年月日                        |
|-----------------------------|------------------------------------|
| 和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、美園公園及び長町公園 | 令和4年2月17日、同月21日、同月22日、同月24日及び同月25日 |

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

|                               |       |        |
|-------------------------------|-------|--------|
| 自転車                           | 1台につき | 2,500円 |
| 原動機付自転車<br>普通自動二輪車<br>大型自動二輪車 | 1台につき | 4,000円 |

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和4年3月8日揭示済)

和歌山市告示第85号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年3月8日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和4年3月9日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

| 放置されていた場所             | 移動し、保管した年月日 | 移動し、保管した旨を告示した年月日 |
|-----------------------|-------------|-------------------|
| JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域 | 令和3年11月12日  | 令和3年11月24日        |
| JR和歌山駅東口周辺自転車等        | 令和3年11月10日  | 令和3年11月24日        |

|                           |  |            |
|---------------------------|--|------------|
| 放置禁止区域                    |  |            |
| 南海和歌山市駅前周辺自転車等<br>放置禁止区域  | 令和3年11月5日                                | 令和3年11月24日 |
| 和歌山市内一円市道上、無料駐<br>輪場及び東公園 | 令和3年11月1日、同月4日、同月5<br>日、同月8日、同月9日及び同月15日 | 令和3年11月24日 |

## 4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和4年3月8日揭示済)

## 和歌山市告示第86号

令和4年3月9日市議会定例会において議決された令和4年度当初予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、別添のとおり公表する。

令和4年3月10日

和歌山市長 尾花正啓

(令和4年3月10日揭示済)

## 【 公 告 】

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和4年3月7日

和歌山市長 尾花正啓

| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                     |
|--------------------|--------------------------------------|
| 和歌山市朝日字蟹田413番1、水路  | 和歌山市和田80番地1<br>社会福祉法人芳春会<br>理事長 丸山芳則 |

(令和4年3月7日揭示済)

## 【 選挙管理委員会告示 】

## 和歌山市選挙管理委員会告示第8号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和4年3月8日

和歌山市選挙管理委員会

委員長 大西勉己

1 日時 令和4年3月16日（水）午前10時00分

2 場所 和歌山市西汀丁36番地

和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室

3 案件

(1) 選挙人名簿から抹消するについて

(2) 和歌山市長選挙における投票所入場券の様式を定めるについて

(3) 和歌山市長選挙における投票用紙の様式を定めるについて

（令和4年3月8日揭示済）

## 【 教育委員会規則 】

和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月4日

和歌山市教育委員会  
教育長 阿形博司

## 和歌山市教育委員会規則第1号

和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則（昭和50年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「学校施設を」を「学校施設（運動場、屋内運動場その他のスポーツ施設に限る。以下同じ。）を」に、「定めをすることを目的」を「事項を定めるもの」に改める。

第2条を次のように改める。

（学校施設の開放）

第2条 学校施設の開放を利用しようとする者は、当該学校施設の開放を行う学校（以下「開放学校」という。）の校長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たす団体として和歌山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の登録を受けたものとする。

（1）次に掲げるいずれかの者が主たる構成員であること。

ア 許可に係る開放学校の通学区域（当該通学区域を含む区域であって、教育委員会が適当と認める区域を含む。以下この項において単に「通学区域」という。）内に住所を有する者。

イ 通学区域内に存する学校に在学する者

ウ 通学区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

（2）団体の代表者が、通学区域内に住所を有する成人であること。ただし、前号ウに掲げる者のみが組織する団体の代表者にあつては、成人であることをもって足りる。

（3）成人の管理責任者及び事務担当者を置いていること。

（4）社会体育の向上を意図する団体であること。

3 前項の規定にかかわらず、総合型地域スポーツクラブ及び和歌山市スポーツ少年団に加盟しているスポーツ少年団（これらのうち教育委員会の登録を受けたものに限る。）は、第1項の許可を受けることができる。

第4条を削る。

第3条中「に伴う」を「の」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（夜間照明設備の使用を伴う学校施設の開放）

第3条 前条第1項の規定にかかわらず、夜間照明設備の使用を伴う学校施設の開放を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けることができる者は、本市の区域内に住所を有し、本市の区域内に存する学校に在学し、又は本市の区域内に存する事務所若しくは事業所に勤務する成人である者が許可に係る学校施設の使用の責任者に就いている団体で、社会体育の向上を意図するものとする。

第5条を次のように改める。

（営利を目的とした利用の禁止）

第5条 何人も、営利を目的として学校施設の開放を利用することができない。

第6条中「きそん若しくは」を「棄損し、又は」に改める。

第7条中「教育委員会が」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年3月4日揭示済）

和歌山市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月4日

和歌山市教育委員会  
教育長 阿形博司

**和歌山市教育委員会規則第2号**

和歌山市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則（平成6年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表南コミュニティセンターの項の前に次のように加える。

|       |            |                       |    |         |         |                         |          |               |
|-------|------------|-----------------------|----|---------|---------|-------------------------|----------|---------------|
| 生涯学習課 | 所属長が指定する職員 | 休憩時間を除き、1週間につき38時間45分 | 通常 | 午前8時30分 | 午後5時15分 | 勤務時間中に1時間とし、時限は所属長が定める。 | 日曜日及び土曜日 | 区分の指定は所属長が行う。 |
|       |            |                       | 遅出 | 午後0時30分 | 午後9時15分 |                         |          |               |

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年3月4日揭示済）

和歌山市立子ども支援センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月4日

和歌山市教育委員会  
教育長 阿形博司

**和歌山市教育委員会規則第3号**

和歌山市立子ども支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市立子ども支援センター条例施行規則（平成14年教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「次のとおり」を「午前9時から午後5時まで」に改め、同項各号を削る。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。  
（和歌山市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部改正）
- 和歌山市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則（平成6年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表子ども支援センターの項を次のように改める。

|           |     |                       |  |         |         |                           |          |  |
|-----------|-----|-----------------------|--|---------|---------|---------------------------|----------|--|
| 子ども支援センター | 全職員 | 休憩時間を除き、1週間につき38時間45分 |  | 午前8時30分 | 午後5時15分 | 勤務時間中に1時間とし、その時限は所属長が定める。 | 日曜日及び土曜日 |  |
|-----------|-----|-----------------------|--|---------|---------|---------------------------|----------|--|

（令和4年3月4日揭示済）

和歌山市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月4日

和歌山市教育委員会  
教育長 阿形博司**和歌山市教育委員会規則第4号**

和歌山市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成29年教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の6第1項の規定に基づき、和歌山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が設置する」を「第47条の5第1項に規定する」に改める。

第2条中「教育委員会」を「和歌山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第3条第2項中「第47条の6第2項第1号」を「第47条の5第2項第1号」に改める。

第4条第1項中「第47条の6第4項」を「第47条の5第4項」に改め、同条第2項中「第47条の6第4項」を「第47条の5第4項」に改める。

第5条第1項中「第47条の6第6項」を「第47条の5第6項」に改め、同条第2項中「第47条の6第7項」を「第47条の5第7項」に改める。

第7条第2項中「第47条の6第2項第4号」を「第47条の5第2項第4号」に改め、同条第4項中「第47条の6第2項」を「第47条の5第2項」に改める。

別記様式第2号中「**E**」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和4年3月4日揭示済)

和歌山市立学校管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月4日

和歌山市教育委員会  
教育長 阿形博司**和歌山市教育委員会規則第5号**

和歌山市立学校管理規則の一部を改正する規則

和歌山市立学校管理規則（昭和33年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

附則中第2項から第4項までを削り、附則第1項の項番号を削る。

別表第2和歌山市立西脇幼稚園の項中「60」を「30」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月4日揭示済)

**【 教育委員会告示 】****和歌山市教育委員会告示第4号**

和歌山市教育委員会臨時会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和4年3月8日

和歌山市教育委員会  
教育長 阿形博司

- 1 日時 令和4年3月10日（木） 午後6時00分から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市役所11階 教育委員室

## 3 事案

- (1) 2月定例市議会について
- (2) 和歌山市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について
- (3) 和歌山市教育委員会会議傍聴人規則の一部改正について
- (4) 和歌山市民図書館条例施行規則の一部改正について
- (5) 人事案件について
- (6) 人事案件について
- (7) その他

(令和4年3月8日揭示済)

## 【 農 業 委 員 会 公 告 】

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和4年3月8日

和歌山市農業委員会  
会長 谷河 績

## 1 開催日時

令和4年3月11日 13時00分

## 2 開催場所

和歌山市勤労者総合センター6階文化ホール

## 3 審議案件

- (1) 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
- (2) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 農用地利用集積計画について
- (6) 非農地通知について

(令和4年3月8日揭示済)

## 【 企 業 局 告 示 】

## 和歌山市企業局告示第6号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2項の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第2号の規定により告示する。

令和4年3月9日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

| 事業者                                       | 事業所の名称   | 事業所の所在地            | 指定年月日         | 登録番号      |
|---|----------|--------------------|---------------|-----------|
| 和歌山市布施屋433番地の2<br>泰平水道設備<br>代表者 河野泰大      | 泰平水道設備   | 和歌山市布施屋<br>433番地の2 | 令和4年9<br>月30日 | 第410<br>号 |
| 和歌山市杭ノ瀬114番地の8<br>有限会社栄起創建<br>代表取締役 藤本みどり | 有限会社栄起創建 | 和歌山市杭ノ瀬<br>114番地の8 | 令和4年9<br>月30日 | 第417<br>号 |

|   |                |                         |               |           |
|---|----------------|-------------------------|---------------|-----------|
| 和歌山市岩橋859番地<br>小谷設備<br>代表者 小谷宜史           | 小谷設備           | 和歌山市岩橋8<br>59番地         | 令和4年9<br>月30日 | 第407<br>号 |
| 和歌山市北中島1丁目9番44号<br>サカウエ水道設備設計<br>代表者 坂上宗子 | サカウエ水道設備設<br>計 | 和歌山市北中島<br>1丁目9番44<br>号 | 令和4年9<br>月30日 | 第408<br>号 |

(令和4年3月9日揭示済)